

道路冠水対策や道路の除草、清掃作業に「町民の力、地域の力」をお貸しください

近年は、異常気象による集中豪雨などが多発し、記録的な豪雨による耕土流出や住宅の床下床上浸水などが相次いでいます。

このような状況で道路の側溝や集水ますに落ち葉や、ゴミまた土砂などが溜まっていると、雨水が流れにくくなり道路冠水や農地及び住宅への冠水の一因となります。

- 集中豪雨や台風に備えて、ご自宅周辺の道路側溝や集水ますの落ち葉や、土砂の清掃にご協力をお願いします。
- 清掃に必要な道具の貸し出しもあります、お気軽にお問い合わせください。

貸出し用道具 スコップ、竹ホウキ等



《 お問い合わせ | 経済建設部 土木建設課 土木班 | ☎098-998-2623 》

八重瀬町ハブ対策条例について

本町の議会にて八重瀬町ハブ対策条例が可決され、令和6年4月1日より施行されております。町民の生活環境からハブによる被害と脅威を取り除き、町民生活の安全と生活環境の向上を図ることを目的として制定されました。条例においてハブ情報調査への協力(ハブの目撃・駆除等の情報があれば下記連絡先まで情報提供をお願いします。)、治療費の支給、補修材料等の助成等が定められていますので該当する方は下記の問い合わせ先まで連絡をお願いいたします。

ハブに注意

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間50人前後のハブ咬症患者が発生しています。気温が暖かくなるとハブの行動が活発になり、加えて農作業や行楽等で田畑や山野への出入りが多くなるこの時期に、ハブ咬症被害も多く発生しております。

ハブによる咬症被害を未然に防ぐには・・・

- ①草刈りやネズミの駆除など敷地内の環境整備を行い、ハブが生息・侵入しにくい環境を整えましょう。
- ②田畑や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分に注意するよう心がけましょう。



! もし、ハブに咬まれたら・・・ **>** 激しい動きをせずに、身近な人に助けを求め、早急に医療機関で治療を受けましょう。

《 お問い合わせ | 住民環境課(環境班) | ☎098-998-8203 》



戦没者等のご遺族の皆さまへ「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内(第十二回特別弔慰金)

第十二回特別弔慰金の請求の受付がはじまります。

特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々に対し、国として弔意を表すために、ご遺族の方へ支給されるものです。

八重瀬町では令和7年6月2日より受付窓口を開設します。受付には予約が必要です。

受付方法: 窓口の混雑を防ぐため、電話予約にて受付を行います。

予約ダイヤル ☎(098)-998-9598

午前9時～午後12時 午後13時～午後16時(土・日・祝日を除く)

支給対象者

令和7年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、**次の順番による先順位のご遺族お一人に支給**します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入り替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。
同順位の方がいる場合は、親族で話し合い代表者1人を決めた上で申請してください。

注意 ※次の方は今回の請求に該当しません。

- ・前回相続で受給した方
- ・令和7年3月31日以前に死亡した方

支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和10年3月31日までの3年間
(期限を過ぎると請求ができなくなりますので、ご注意ください。)

申請場所

八重瀬町役場 1階 社会福祉課

提出書類

- ・身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証、健康保険証等)
- ・請求者の^{こせきしょうほん}戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)1通
※請求者の本籍地で取得してください。



(注)状況によりその他戸籍や委任状等の書類が必要になる場合があります。

《 お問い合わせ 》
社会福祉課 特別弔慰金係 ☎098-998-9598